

社会福祉法人太陽の村  
役員等報酬規程

## 社会福祉法人太陽の村 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽の村（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員会、第三者委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 評議員とは、定款6条に基づき置かれる者をいう。
- 3 評議員選任・解任委員会及び第三者委員とは、理事会の承認を受け理事長から委嘱された者をいう。
- 4 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

### (評議員の報酬等)

第3条 評議員に対して、各年度の総額が252,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬額等の支給の基準に従って算定した別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (理事の報酬等)

第4条 理事に対して、各年度の総額が9,930,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬額等の支給の基準に従って算定した別紙1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (理事会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。但し、理事が評議員会及び理事会に同日出席する場合は、理事会に対する報酬と実費弁償のみとする。

### (理事の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

- 第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の委員会出席報酬等)

- 第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

- 第9条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合においても、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第10条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表3に定める報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
  - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
  - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
  - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

- 第11条 施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。
- 但し、職員を兼務する理事としての報酬額は別表2に定めるとおりとする。

(役員等の職務証跡)

- 第12条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿又はタイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(報酬の支給方法)

- 第13条 役員勤務に対する報酬等については、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給する。
- 2 理事及び評議員の会議等に対する出席報酬等は、必要の都度支払うものとする。

- 3 監事の会議等に対する出席報酬及び監査報酬等は、必要の都度支払うものとする。
- 4 評議員選任・選任解任委員の委員会に対する出席報酬等は、必要の都度支払うものとする。
- 5 苦情対応第三者委員の会議出席及び苦情対応の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(支給の形態)

- 第14条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(改正)

- 第15条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年8月24日全部改正し平成29年6月1日より遡及適用する。  
この規程は、令和3年6月16日より改定施行する。  
この規程は、令和4年11月19日改訂施行し、令和3年6月16日に遡り適用する。  
この規程は、令和5年6月1日に改訂施行する。